

株式会社フジデンに対する勧告について

令和2年7月30日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社フジデン（以下「フジデン」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	4120001152436
名称	株式会社フジデン
本店所在地	大阪府枚方市長尾谷町一丁目105番地11
代表者	代表取締役 藤村 泰宏
事業の概要	家電製品の配送及び設置
資本金	5000万円

2 違反事実の概要

- (1) フジデンは、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、家電製品等の小売業者から請け負う家電製品の配送及び設置を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2) フジデンは、次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額2882万6725円である（下請事業者12名）。
- ア 「CS管理費」^(注1) の額（平成29年9月から平成30年11月まで）
イ 「防犯カメラ代」^(注2) の額（平成29年9月から平成30年12月まで）
- （注1）顧客満足度向上のためのフジデンにおける取組に要する費用として徴収した金銭のこと。
- （注2）実際には利用実態がなく、費用が発生していない防犯カメラに係る費用として徴収した金銭のこと。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課 電話 06-6941-2176（直通）
	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

(3) フジデンは、令和2年7月10日、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した金額を支払っている。

3 効果の概要

(1) フジデンは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること。

イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じないこと。

(2) フジデンは、今後、下請法第4条第1項第3号の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。

(3) フジデンは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

ア 減額した金額を下請事業者に支払ったこと。

イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置の内容

(4) フジデンは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。

ア 減額した金額を下請事業者に支払ったこと。

イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置の内容

(5) フジデンは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

(株)フジデン (親事業者) (家電製品の配送及び設置)

下請取引の内容



家電製品等の小売業者から請け負う家電製品の配送及び設置の委託

違反行為の概要

「CS管理費」^(注1)、 「防犯カメラ代」^(注2)として、

総額2882万6725円を

下請代金の額から減額^(注3)した。

※ フジデンは、下請事業者に対し、減額した金額を支払っている。

下請事業者 (12名)

(注1) 顧客満足度向上のためのフジデンにおける取組に要する費用として徴収した金銭のこと。

(注2) 実際には利用実態がなく、費用が発生していない防犯カメラに係る費用として徴収した金銭のこと。

(注3) 下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となる。



勧告内容

- 今後、減額を行わないことを取締役会の決議で確認すること

- 下請法の遵守体制を整備すること

など



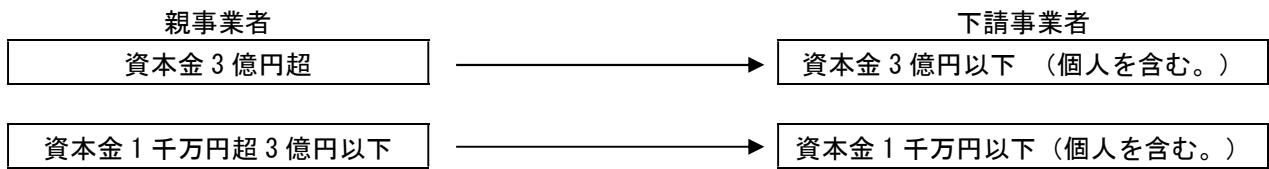
2 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

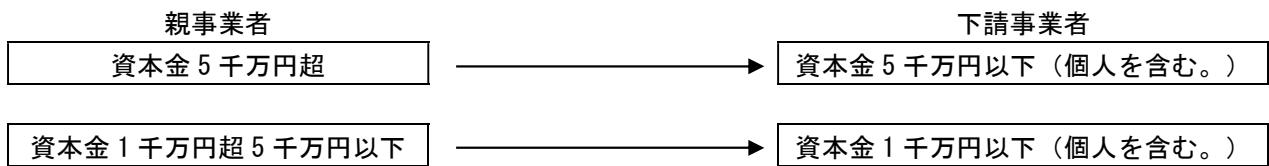
- a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

- b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

- a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

- b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百二十号）

（定義）

第二条 （略）

2, 3 （略）

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5, 6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 （略）

四 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 （略）

四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一, 二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）